

平成 21 年 3 月 4 日  
省内改革推進 PT 事務局

## 国立社会保障・人口問題研究所等の機能強化及び厚生労働科学研究費の在り方に関する改善方策について

1. 標記事項については、「厚生労働省の在り方懇談会」の中間まとめにおいて、次のように提言がされているところ。
  - (政策の立案をエビデンスに基づくものに改めるため)、国立社会保障・人口問題研究所等や厚生労働科学研究費の在り方を見直すなど厚生労働省の調査研究分析機能を強化する。その中で、定期的な調査を含め現下の行政課題に応じた実態調査や実証研究を実施・公表するとともに、国内・国際情勢について情報を収集し、比較分析を行う。そして、その成果を政策立案や制度改正のための国民的な議論に十分に活用していくことが不可欠。
2. 上記提言を受けて、各部局は下記の留意事項に従い、平成 21 年度中に、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の機能強化や厚生労働科学研究費の改善等について検討を行い、その結果を踏まえ、可能なことから着手すること。

### 【社人研の調査研究分析機能強化に向けた改善策の検討、実施】

- ・社人研の調査研究分析機能強化に向け、社人研に対して現状把握のヒアリング等を実施するとともに、下記の例示のような必要な措置等について具体的検討を実施すること。
  - 例：・社人研と厚生労働省関係部局の情報交流会の開催  
(社人研の研究業績の共有化、政策立案や制度改正に向けた調査研究の委託について、情報交換等を実施)
  - ・社人研の企画調整機能の活性化  
(厚生労働省関係部局との連携を積極的に図るなど、社人研の企画調整機能を活発にする改善等を検討)
  - ・社人研と厚生労働省関係部局との人事交流
- ・上記の検討結果を踏まえ、社人研に関する改善方策について、可能なことから着手すること。

### 【厚生労働科学研究費の在り方の見直しについて】

- ・根拠に基づく行政の推進に必要となる政策指向型の調査・研究を可能とするため、厚生労働科学研究費の在り方について検討を行うこと。

- ・検討例は、次のとおり。
- ・各研究事業評価委員会等を活用したP D C Aサイクルを意識した調査研究事業の設定など、研究結果が厚生労働省の政策立案や制度改正の礎（いしづえ）となるような政策指向型の調査研究事業の設定について検討するとともに、こうした研究事業については研究枠を特化して設定する等、具体的な方針についても検討を行うこと。
- ・上記の検討結果にしたがって、厚生科学審議会に諮りながら、厚生労働科学研究費の見直しに着手すること。

審議会運営の留意事項

1 厚生労働省の在り方懇談会の中間まとめにおいては、

- 「○ 厚生労働行政に対する国民の理解と納得を得るためにには、まず、政策の立案・決定過程を目にするものに切りかえることが必要。
- このため、政策立案過程において各種審議会・検討会等は既に原則公開となっているが、この原則をさらに徹底すべき。
- これに加え、例えば長寿医療制度に関する議論であれば高齢者を委員にし、少子化対策であれば若年層、医療福祉対策であれば利用者の委員を選ぶといったように当事者の意見に耳を傾ける機会を必ず確保しなければならない。政策決定過程へ当事者の参加は極めて重要。
- また、政策の立案・決定過程における様々な利害関係の調整について、どのような意見があり、それがどのように調整され、政策に反映されたかを丁寧にわかりやすく説明すべき。
- 加えて、政策決定過程における政府・与党間の調整内容についても同様に、どのような理由で調整がなされたのかを丁寧にわかりやすく国民に説明するよう努めるべき。
- なお、政治と行政の関係については、特に負担に関わる問題や関係者間の利害調整などについて、政治が携わるべき部分と行政が携わるべき部分との適切な役割分担を考えることが必要。
- 政策立案・決定のために、これまで幾多の審議会・検討会等において検討がなされ、とりまとめが行われてきたが、議論が尽くされていない、それらの成果が十分に引き継がれ活かされていないなどの指摘がある。審議会の在り方を見直すとともに、審議会・検討会等の成果を政策立案・決定に活かすことはもとより、その内容を国民に対して十分に説明していく方策を具体的に講じるべき。」  
とされている。

2 上記提言を受けて、各部局は、下記の留意事項に従って平成 21 年度中の早い時期に所管の審議会・検討会等の運営を見直し、その見直し内容の実施状況について、平成 21 年度末までに官房総務課（※）に報告するものとする。

また、各部局は、当該報告に対する官房総務課（※）の評価を、平成 22 年度の所管の審議会・検討会等の運営の改善に反映させるよう努め、以後、毎年度同様に報告、評価を行うものとする。

※ 平成 21 年度における省内の改革のフォローアップの体制に関する議論を踏まえ、検討

(1) 審議会・検討会の公開について

ア 審議会・検討会の性格（①政策の立案・検討を行うもの（三者構成等の審議会を含む）、②申請に対する個別の処分を行う、不利益処分の決定を行うもの）といった区分に応じ。

（注）「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）においては、「政策審議・基準作成型」、「行政処分・不服審査等の法施行型」の2区分に分類され、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、中央最低賃金審議会は後者に分類されているが、中央社会保険医療協議会、最低賃金審議会は、①に区分するものとする）

①の審議会等については、「審議会等会合の会議に関する公開に関する考え方」（厚生労働省通知）に則り、個人情報・企業秘密情報等を取り扱う場合、公開することにより市場に混乱を招く等の場合を除き、公開とする。

なお、公開することで審議会・検討会の委員の率直な意見交換を阻害する等の特別な事情がある場合、非公開とができる旨定めている審議会においても、

ア 運用の実態から、非公開とした例がない場合は、規定を見直す

イ 議事録上審議会委員名を外し、2年後発言者名を公開する

といった改善を図るものとする。

②の審議会等については、非公開事由を明記した上で、個人情報・企業秘密情報等の非開示に反しない範囲で、議事要旨や審議結果を速やかにHPや報道資料等により公開する。

#### イ 審議会・検討会に関するHPの改善について

- ① 各審議会（部会・分科会を含む。以下同じ）・検討会毎に、根拠法令、主な審議事項、委員名、担当部局をわかりやすくHPの審議会・検討会の画面に表記するページを作成する。
- ② 各審議会・検討会の開催回数ごとに、開催日、議事録（議事要旨）、資料に区分し、見やすい標記にする
- ③ 開催案内の掲載依頼の際に、「行事予定」の審議会等の開催予定にリンクするよう掲載依頼することにより、開催案内の一覧ができるようにする。
- ④ 審議会・検討会の資料については、開催予定日の3日前までに、HPへの掲載依頼及び審議会・検討会の同日にHP掲載を行う旨、掲載依頼を行うことにより、審議会・検討会と同日にHPに掲載することを原則とする。なお、次期LAN更改（7月）以降は、資料を少なくともPDF情報で登録することにより、同日にHP掲載することとする。
- ⑤ 厚生労働省設置以降の各審議会・検討会の答申・報告書について、一覧が可能なように「過去の答申・報告書」欄を設け、情報を掲載する。
- ⑥ 審議会の議事録のHPの掲載に至る期間として、40日を標準事務処理期間

とする。  
といった対応を行う。

#### ウ 議事公開の手法の改善について

下記の方策を行う。

- ① 議事が公開されている審議会・研究会においても、審議会等の開催後、定期的に記者ブリーフィングを行うこととする（必ずしも毎回ではないが、記者の関心に応じて、数回に1回、答申・報告書の取りまとめ等が近い際には、頻度を上げる等）。
- ② 審議会等の委員の了解及び運営の円滑を阻害しない範囲で、議事の状況や大臣等の出席回の際の議事動画をHPに掲載する。  
なお、議事録作成後は、これに代えることができる。

#### (2) 審議会・検討会の当事者参加、当事者意見の反映について

##### ① 政策立案型審議会においては、

- ア 当事者（長寿医療制度・・・高齢者、少子化対策・・・若年層・子育て家庭、医療・・・患者代表、福祉・・・利用者代表（児童は子育て世代）を審議会の委員として選任することが可能かどうか、委員の改選に併せて、見直す。  
なお、見直しに当たっては、審議会等の所管府省出身者の委員の任命は、原則として委員に選任しないとの既往の方針に沿って対応する。

イ 上記選任までの間ないし選任が困難な場合においても、ア 臨時委員・特別委員・専門委員の活用、イ 公聴会の活用、ウ 審議事項と密接に関連する利害を有する個人・団体ヒアリング、エ 当事者を交えた懇談会の開催と審議会等への報告、オ 当事者等へのアンケート調査、カ 中間段階でのパブリックコメントの実施  
等を行うことにより、当事者の意見の反映に努める。

##### ② 異なる利害立場を前提とした当事者参加審議会については、過去の各方面からの指摘を踏まえて、一層の改善を図るものとする。

#### (3) 利害の調整・決定及び政府・与党間の調整結果の国民への説明及び引き継ぎ等について

##### ① 政策立案・利害調整を行う審議会・報告書の議論の整理・中間・最終取りまとめの段階においては、必要に応じ、対立する論点やなお検討すべき論点等を明記した上で、審議の整理・答申等をまとめる。

(注) 前記閣議決定（審議会等の整理合理化に関する基本的計画）においては、いわゆる隠れ蓑批判を受け、「審議を尽くした上でなお委員の間において見解

の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として多様な意見が反映された答申とする。」)とされている。

② 政策立案型審議会の答申を受けて立案した法案等については、必ず事後の審議会等で、答申後における政府・与党での調整結果、国会での審議結果等を報告するものとする。また、審議会の答申を受けて実現した主要な事業等についても、適宜報告するものとする。

③ 審議過程においても、関連する政府の方針（閣議決定等）や政府・与党合意等の議論の前提条件については、積極的に審議会において報告する。

④ 過去の答申等については、ＨＰ上、一覧ができるようにする（再掲）。

(4) 厚生労働大臣・副大臣等の出席について

厚生労働大臣の諮問機関となっている審議会については、部会等の審議の開始や、中間とりめとめや答申取りまとめの段階といった節目の段階で、厚生労働大臣・副大臣・政務官が出席する機会をできる限り確保する。

(5) 委員の任期制限について

政策立案型の審議会等委員任期については、一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しないこととされているが、多様な意見の反映といった観点から、改選期をとらえ、例えば3期6年（団体事情等からやむを得ない場合でも4期8年を限度）とする運用に努めるものとする。

# 情報公開法開示・不開示マニュアル

平成21年3月

厚生労働省大臣官房総務課  
情 報 公 開 文 書 室

## 情報公開法開示・不開示マニュアル

本マニュアルは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律第42号。以下「法」という。)に基づく開示請求の対象文書についての法第5条各号に掲げる不開示情報該当性の判断に資するため、実務上ひんぱんに問題となる不開示情報の考え方・答申等を整理したものである。

当省における審査基準については「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」にて示しているところであるが、法の条文解釈については「詳解 情報公開法」(総務省行政管理局編)を、先例答申については「情報公開・個人情報保護審査会答申データベース検索」([http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck\\$index2.htm1000](http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck$index2.htm1000))を確認されたい。

なお、主要な答申をとりまとめたものとして、毎年8月に情報公開・個人情報保護審査会から「内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申選」が、毎年3月に総務省情報公開推進室より「情報公開法に係る主な答申等のとりまとめについて」が発出されている。

### 目 次

第1 第5条本文	2
第2 第5条第1号	5
第3 第5条第2号	16
第4 第5条第3号	23
第5 第5条第4号	26
第6 第5条第5号	29
第7 第5条第6号	32
第8 第8条	38
参考	40

## 第1 第5条本文

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

### 1 開示・不開示の基本的考え方

法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うするようすることを目的とするものであることから、行政機関が保有する行政文書（定義は法第2条第2項）は原則開示するとの考え方方に立っている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

なお、法に基づき適法に開示をしている限り、国家公務員法等の守秘義務違反とはならないものと考えられる。

#### （参考）法に基づく行政機関の職員の開示行為と国家公務員法第100条の秘密を守る義務との関係

国家公務員法第100条は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第1項の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。同法第98条第1項にも定められているように、職員がその服務を遂行するについて、法律に従うことは国家公務員の主要な義務の一つであり、職員が法律の規定に従って、情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、法の規定に基づいて行政文書を開示する行為は、国家公務員法第100条第1項の「秘密を漏らす」には該当せず、同条の秘密を守る義務との抵触の問題は生じない。

### 2 不開示情報の取扱い

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の行政機関の長の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定を設けていない。法では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方にとっており、第7条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により行政機関の長が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができるとの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、部分開示（第6条）の問題である。

なお、個別の法令に定める国民一般又は利害関係者などに対する開示制度においては、以下の第5条第1号、第2号等に該当する情報も対象となっている場合があり、各行政機関で行われている一般的な情報提供においても、第1号情報でも本人の同意がある場合に、第5号、第6号に該当する情報でも情報提供の相手方、理由等を勘案し必要な場合には、情報提供が行われる場合があり、法上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

#### (参考) 情報提供の求めと情報公開法との関係

- ・ 弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの照会に対する各行政機関・独立行政法人等の一般的な報告義務（同条第3項本文）について、「報告しないことに正当な事由がある場合はそれを疎明してこれを拒絶することができる」（同項ただし書）とされているが、法第5条各号に規定する不開示情報であることが常にこの「正当な事由」として認められるわけではなく、個別事案ごとに、開示する利益と保護すべき利益とを比較衡量して判断することになる。
- ・ 民事訴訟法第226条の規定に基づく裁判所からの文書の送付の嘱託及び刑事訴訟法第279条の規定に基づく裁判所からの照会（報告の求め）についても同様であり、法上の不開示情報に該当するかも参考にしつつ、個別に判断することになる。
- ・ 国政調査活動に関して国会議員から照会・資料要求等を受けた場合は、法における不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、可能な限り情報提供等協力することとしている。
  - 国政調査活動に関わる行政情報の提供と情報公開法との関連に関する質問主意書（平成13年6月13日提出質問第95号）に対する答弁書（平成13年7月10日受領答弁第95号）

「国会議員からの情報提供等の要求に対しては、各省庁は、それぞれの設置の根拠である法律に基づき、当該各省庁の所掌事務遂行の一環としてこれに協力しているものである。（略）各省庁が提供すべき情報の範囲についても法令上定められているわけではないが、当該要求に係る情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（略）における不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、可能な限り協力することとしているところである。」
  - 国会質問と情報公開法の関係に関する質問主意書（平成14年11月29日提出質問第22号）に対する答弁書（平成14年12月20日受領答弁第22号）

「国会における質疑において国会議員から資料等の提供の要求があったときは、当該要求に係る資料等が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（略）第5条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、行政文書として存在しない場合であっても必要に応じ要求内容に沿った資料を新たに作成するなどの対応を行うこととしているところである。」

#### 3 開示の実施方法との関係

法でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、行政文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（第14条第1項ただし書参照）。

#### 4 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

#### 5 各号の「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状

態におくことを意味する。本法では、何人も、請求の理由や利用目的を問われずに開示請求ができるところから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということを意味する。

したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」おそれがあるか等を判断することとしている。

## 6 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情変更に伴って変化するものであり、開示請求があつた都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても不開示情報に該当するとは限らない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

(注) 開示請求の対象となる行政文書は、開示請求時点において「当該行政機関・独立行政法人等が保有しているもの」であり、開示請求時点でまだ作成・取得されていない文書は、不存在となる（法は、制度上、開示請求時点以降に作成することが予定されている文書を予約的に請求できるものとはしておらず、開示請求時点でまだ作成されていなかった文書が、開示決定等の時期までに作成されたからといって、開示請求対象に含まれるようになるものではない。）。

なお、近い将来作成・取得される予定の文書について開示請求を行おうとする者に対しては、現時点での請求に対しては存在として不開示決定となる旨を説明するとともに、作成・取得時期等について適宜、情報提供し又は適切な時期に請求するよう助言等行うことが適當である。

## 第2 第5条第1号（個人に関する情報）

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ・法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

地方公共団体の情報公開条例や諸外国の情報公開法制の中には、個人に関する情報のうち、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って不開示情報とする方式（プライバシー保護型）を採用しているものもあるが、我が国では、いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、情報公開法では、個人の権利利益の十分な保護を図るために、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等、不開示情報から除外されるべきものを限定列挙している。

### 1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

#### (1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人に関する情報の不開示情報該当性の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報を区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報をハにおいて除外している。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号に

より不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適当である。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、事業に関する情報であるので、個人の権利利益の観点よりも法人等に関する情報と同様に事業を営む上での正当な利益等への影響の観点から不開示情報該当性を判断することが適当である。そのため、本号の個人に関する情報からは除外し、第二号の法人等に関する情報に含めることとしたものである。

なお、特定の情報について、第1号の「個人に関する情報」に該当するか「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として第2号の「法人等に関する情報」に該当するか、そのいずれにも該当するものであるかについて明確に区分することが困難な場合もあり得るが、当該情報を保護すべき法益が何か（個人としての権利利益か法人等としての正当な利益か）により個別に判断することになると考える。

**参考答申等**

①個人に関する情報に該当するとされた例

- 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等 (14-181)

注：個人である天皇が旧憲法における国の元首であり統治権を総らんする者の地位にあつたとしても「個人」に該当するとされた。

②「事業を営む個人の事業に関する情報」でなく「個人に関する情報」とされた例

- 柔道整復師の業務停止処分に係る情報 (13-156)

参考：大阪地裁 14(行ウ) 105 (平 16.4.15 請求棄却) → 大阪高裁 16(行コ)  
65 (平 16.11.25 控訴棄却)

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述等の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、メールアドレス、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）、顔写真、指印等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

(4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることを明らかにしている。

どのような情報と照合して特定の個人の識別性を判断するかが問題となるが、通常は、照合する他の情報としては、「一般人」（当該情報に関し、既に特別の情報を有している関係者以外の者）が入手できるもの（公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど）を基準とする（一般人基準）。しかし、当該個人に関する情報の内容、性格又は当該個人が属する集団の規模等によっては、必ずしも一般人基準によらず、特定の者が入手できる情報（例えば、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報など）を照合範囲に含めて検討が必要なものもあり、個別に適切に判断することが必要となる。

なお、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般